

## 令和6年度第1回環境審議会 議事録

招集の期日	令和6年6月14日（金）	
開催の場所	さいたま共済会館 602会議室 (さいたま市内)	
開閉の日時	開会	6月14日 午後2時00分
	閉会	6月14日 午後3時52分
出席状況	別紙のとおり	
	概	要
1 開 会		
2 あいさつ		
3 議 事	<p>(1) 報告事項：埼玉県生物多様性保全戦略（2024～2031年度）の策定について</p> <p>(2) 報告事項：埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の変更について</p> <p>(3) 報告事項：第5次埼玉県環境基本計画の令和4年度進捗状況のうち、前年度未確定値の報告について</p>	
4 閉 会		

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 18人

浅見 真理	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
磐田 朋子	芝浦工業大学 教授
川合 真紀	埼玉大学大学院理工学研究科 教授
鈴木 裕一	立正大学 名誉教授
袖野 玲子	芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科 教授
三浦 和彦	東京理科大学 嘱託教授
近藤 宏一	埼玉弁護士会 公害対策環境保全委員会委員
鮎澤 道代	埼玉県女性薬剤師会 副会長
柳沼 薫	(公財) 埼玉県生態系保護協会 統括主任研究員
小池 和明	埼玉県農業協同組合中央会 専務理事
宇野 三花	埼玉県商工会議所女性連合会 会長
清水 桂	埼玉県生活協同組合連合会 組織担当
帽田 吉久	(一社) 埼玉県獵友会 会長
宮崎 吾一	埼玉県議会議員
浅井 明	埼玉県議会議員
野本 恵子	埼玉県議会議員
小坂 久仁子	一般公募
根村 和宏	一般公募

欠席委員 2人

四ノ宮 美保 大妻女子大学 教授

宮崎 善雄 吉見町長

## 第1回 埼玉県環境審議会

令和6年6月14日（金）

午後 2時00分開会

○司会（中山） 皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回環境審議会を開会いたします。

私、本日進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の中山でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、会場とオンラインの併用による開催となっております。オンライン参加の委員におかれましては、会議中、音声が聞こえにくいなどお困りのことがございましたら、挙手またはチャットでお知らせいただければと思います。

最初に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には議事資料及び参考資料を事前にお送りしております。議事資料は、次第のほか、資料1「埼玉県生物多様性保全戦略の策定について」、資料2「埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の変更について」、資料3「令和4年度における第5次環境基本計画の進捗状況」、以上3点でございます。

また、参考資料は「環境審議会規則」、「委員名簿」、「席次表」となっております。なお、吉見町長の宮崎善雄委員におかれましては、本日急遽御欠席となっておりますので、御了承ください。参考資料の続きですが、「埼玉県生物多様性保全戦略」、「埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質削減計画」、「第5次埼玉県環境基本計画の概要とリーフレット」でございます。

それでは、会議に入ります前に、前回の会議以降に新たに委員の就退任がございましたので、新たに就任された委員につきまして、委員名簿の順に御紹介をさせていただきます。

埼玉県商工会議所女性会連合会、宇野三花様でございます。

○宇野委員 よろしくお願ひいたします。

○司会（中山） 埼玉県議会議員、野本怜子様でございます。

○野本委員 よろしくお願ひします。

○司会（中山） 埼玉県議会議員、浅井明様でございます。

○浅井委員 どうぞよろしくお願ひします。

○司会（中山） なお、埼玉県議会議員、宮崎吾一様におかれましては、本日議会関係の用務がございまして、遅れての御参加となります。到着次第、改めて御紹介させていただきます。

以上、宮崎吾一委員を含め4名が新任委員でございます。委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして環境部長の石井から御挨拶を申し上げます。

○石井環境部長 環境部長の石井でございます。

環境審議会の委員の皆様には、本県環境行政の推進に格別の御支援、御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、本日はお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

この環境審議会は、環境の保全のための基本的事項等を調査、審議いただくため、法令に基づいて設置された機関でございまして、県の環境行政の重要な事項について諮問、協議、報告をさせていた

だくものでございます。

さて、先月国が策定した第6次環境基本計画では、地球が直面する危機は気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つであり、その解決のために経済社会システムを大きく変革させる必要があるとされています。県でも生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的、循環的な利用を図る経済活動であるサーキュラーエコノミーに代表されますように環境と経済との両立を図りながら持続可能な社会を構築していく施策に取り組んでいるところです。しかしながら、生物多様性の損失については、過去に例のない速さで今も進んでいるとされておりまして、そうした自然資本の劣化、生物多様性の損失は社会経済活動の持続可能性に対する明確なリスクとなっております。本日は、この生物多様性を保全していくために、本年3月に県が策定した戦略について御報告をさせていただきます。また、同じく本年3月に策定した自動車交通が集中する地域において窒素酸化物や粒子状物質の環境基準の確保を図るための計画の報告、また環境施策を総合的、計画的に推進する埼玉県環境基本計画について、昨年の環境審議会の際には未確定であった政策指標の数値を報告いたします。

御審議に当たり委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（中山）　ただいま宮崎委員が到着されましたので、御紹介させていただきます。

埼玉県議会議員、宮崎吾一様でございます。

○宮崎委員　よろしくお願ひいたします。

○司会（中山）　続きまして、先ほど御挨拶申し上げた環境部長の石井以外の県幹部職員を御紹介いたします。

環境未来局長の横内でございます。

○横内環境未来局長　ウェブ会議で顔が見切れてしまうので、着座での御挨拶を失礼いたします。よろしくお願ひいたします。

○司会（中山）　環境政策課長の鈴木でございます。

○鈴木環境政策課長　よろしくお願ひいたします。

○司会（中山）　温暖化対策課長の山井でございます。

○山井温暖化対策課長　よろしくお願ひいたします。

○司会（中山）　エネルギー環境課長の浪江でございます。

○浪江エネルギー環境課長　よろしくお願ひいたします。

○司会（中山）　大気環境課長の小澤でございます。

○小澤大気環境課長　よろしくお願ひします。

○司会（中山）　水環境課長の堀口でございます。

○堀口水環境課長　よろしくお願ひいたします。

○司会（中山）　産業廃棄物指導課長の宮原でございます。

○宮原産業廃棄物指導課長　よろしくお願ひいたします。

○司会（中山）　資源循環推進課長の尾崎でございます。

○尾崎資源循環推進課長　よろしくお願ひいたします。

○司会（中山）　みどり自然課長の高橋でございます。

- 高橋みどり自然課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（中山） 環境科学国際センター研究企画室長の八戸でございます。
- 八戸環境科学国際センター研究企画室長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（中山） 農林部森づくり課長の鈴木でございます。
- 鈴木森づくり課長 よろしくお願ひします。
- 司会（中山） 県土整備部河川砂防課参事兼課長の中須賀でございます。
- 中須賀河川砂防課参事兼課長 よろしくお願ひします。
- 司会（中山） 県土整備部河川環境課長の田島でございます。
- 田島河川環境課長 よろしくお願ひします。
- 司会（中山） 以上でございます。
- 続きまして、本日の運営に関する注意点を説明させていただきます。
- まず、会場のカメラについては、三浦会長を映すカメラ、「会場」という名称の委員全体を映すカメラ、応答を行う県職員を映すカメラがありますので、適宜切り替えて投影いたします。リモートで参加される委員については、御発言の際にはカメラをオンにしてください。
- 続いて、御発言の方法です。会場出席、リモート出席の方ともに、発言の際はまず挙手をし、会長の指名を受けてから発言してください。会場出席の方はマイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから発言してください。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押して解除してください。リモート出席の方におかれましては、発言されるときのみカメラに合わせて音声をオンにしてください。
- なお、本審議会は対面、オンライン併用のハイブリッド開催のため、発言者が起立してしまうと画面から見切れてしまうということがございますので、基本的に県の職員の説明あるいは答弁につきましては、着座のまま行わせていただきますので、御了承ください。
- なお、本日の会議でございますが、委員18名が御出席となっております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。
- それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の進行を三浦会長にお願いしたいと存じます。
- 三浦会長 三浦です。よろしくお願ひします。今日は、令和6年度第1回環境審議会ということで、第15期の最後の委員会でもございます。本日で委員をお辞めになられる先生方も多いと思いますが、どうぞよろしくお願ひします。
- 今日は報告事項がたくさんございます。事前に質問事項をいただいている先生もいらっしゃいます。この部屋はクーラーが効いていて快適ではございますが、外は33度という猛暑に近づくような気温でございますので、この室内でも活発な熱い議論をよろしくお願ひいたします。
- それではまず初めに、温泉部会の委員を兼務いただいた審議会委員の江原委員、それから小早川委員の退任がありましたので、新たに温泉部会の委員の指名をいたします。部会の委員は、埼玉県環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が指名することになっております。つきましては、皆様の御専門分野の御経歴などを勘案しまして、お二人の御後任であります宇野委員、それから野本

委員を温泉部会委員として御指名をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

温泉部会の委員におかれましては、環境審議会委員との両方を兼ねていただくことになり、大変お手数をおかけすることと存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○三浦会長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、会議の公開についてお諮りします。埼玉県環境審議会規則第9条により、会議は原則公開されますが、委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるときとされています。今回は議事の内容等を考慮しても非公開とすべき事由がなく、公開したいと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、会議の公開を認めます。

なお、今回の会議から傍聴はオンラインによるものを原則とし、加えて会場での傍聴も可能とすることにいたします。傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会（中山） 本日の傍聴者は、オンライン4人、会場が1人です。

○三浦会長 それでは、傍聴者に入ってもらってください。

(傍聴者入場)

○三浦会長 よろしいでしょうか。オンラインの準備は大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

○三浦会長 それでは、続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名いたします。

川合委員、それから根村委員にお願いします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従い議事に入ります。

本日の議事は報告事項が3点です。まず、報告事項1、埼玉県生物多様性保全戦略（2024～2031年度）の策定について説明をお願いいたします。

みどり自然課長、よろしくお願ひいたします。

○高橋みどり自然課長 それでは、報告事項1、埼玉県生物多様性保全戦略（2024～2031年度）の策定について御説明申し上げます。

資料1の1ページを御覧ください。初めに、1、策定の背景でございます。2022年12月に生物多様性条約第15回契約国会議において、生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、翌2023年3月には、生物多様性国家戦略2023～2030が閣議決定されました。この国家戦略では、2050年ビジョンとして自然と共生する社会の実現が設定されております。また、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」、いわゆる自然再興の実現を目指すこととされております。

次に、2、策定年月、位置付け及び計画期間でございます。策定年月は、本年2024年3月でございます。今回策定した県戦略は、生物多様性基本法に基づき、国家戦略を基本として定めるものでございます。また、「埼玉県環境基本計画」の下位計画に位置づけられ、本県における生物多様性保全

及び持続可能な利用に関する基本的な計画でございます。

計画期間は、2024年度から2031年度までの8年間であり、現行の埼玉県5か年計画及び埼玉県環境基本計画の最終年度である2026年度を目途に見直しを行います。

次に、3、本県の現状・課題でございます。本県は、利根川や荒川をはじめとする多くの河川、県西部の山々、県中部の丘陵や台地、県東部の低地など、変化に富んだ地形と多様な自然環境に恵まれ、それぞれの地域で多様な生態系が形成されてまいりました。

一方で、森林や農地などの緑の減少や在来植物種の約2割、在来動物種の約1割が絶滅危惧種であること、アライグマといった特定外来生物の定着など、生物多様性の損失が懸念されております。

そこで、4、目指す将来像でございますが、県戦略においても、国家戦略同様にネイチャーポジティブ、自然再興の実現を目指すこととしてございます。

次のページを御覧ください。5、施策展開の方向性でございます。ネイチャーポジティブの実現を図るためにには、自然保護だけでなく、社会、経済全体を生物多様性の保全に資するよう変革させていく必要があります。そのため、生態系エリアを超え、横断的に取り組むべき施策や県民や企業などの行動を促し、支援する施策がますます重要となることから、今回策定する県戦略では、従来から取り組んでまいりました「生態系エリア別戦略」に、県全域で取り組む「横断的・基盤的戦略」を加えて施策を展開することとしております。

また、その進捗状況につきましては、19の指標により管理してまいります。まず、横断的・基盤的戦略につきましては、資料左側のとおり、1、生態系の健全性の回復と、下にあります2、生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備の2つの施策から構成しております。

このうち1、生態系の健全性の回復ではOECM、OECMについては下に注記がございますが、国立公園等の保護地域以外の生物多様性に資する地域のことでございます。こうしたOECM等の取組の推進、支援や野生鳥獣の適正な保護管理等に取り組むこととし、指標としては、自然共生サイト認定数やニホンジカ個体数等を設定しております。

また、2、生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備では、普及啓発・担い手支援等に取り組むこととし、指標としては、生物多様性地域戦略策定市町村の割合や生物多様性の認知度等を設定しております。

次に、資料の右側を御覧ください。資料右側の生態系エリア別戦略といたしましては、森林、里地里山、河川や湿地などの水域、都市の4つのエリア別に施策を展開してまいります。

このうち森林においては、多様な森林づくりの推進等に取り組むこととし、指標としては、森林の整備面積を設定しております。

また、2の里地里山においては、里地里山整備の促進による生物多様性の向上等に取り組むこととし、指標としては、緑の保全面積を設定しております。

水域においては、多自然川づくりの推進等に取り組むこととし、指標としては、SAITAMAリバーサポーターズの個人サポーター数を設定しております。

都市においては、身近な緑の創出の促進等に取り組むこととし、指標としては、身近な緑の創出面積を設定しております。なお、指標の目標年度につきましては、現行の県の上位計画の最終年度である2026年度としております。次期埼玉県5か年計画や次期埼玉県環境基本計画の見直しに合わせ

て県戦略の指標や目標値の見直しを検討してまいります。

最後に、下段になります。6、推進体制でございます。ネイチャーポジティブの実現に向けて、5、施策展開の方向性でお示ししました取組を県が自ら実施するとともに、市町村、企業、NPO等及び県民といった多様な主体と連携・協働を図ることで、より幅の広い施策の展開を図ってまいります。

また、県では生物多様性保全に関する情報の収集・管理・発信、普及啓発、地域保全活動への支援に一体的に取り組む拠点として、2022年4月に環境科学国際センター内に生物多様性センターを設置いたしました。県戦略の推進に当たりましては、この生物多様性センターを拠点として各取組を進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ただいまの説明について各委員から御意見あるいは御質問がございましたら受け付けますが、その前に、事前にいただいた御質問について県から順次説明をお願いします。なお、多くの事前の御質問をいただきましたが、時間の都合もありますので、会議では議事に広く関係する質問、複数の委員からの質問などについて回答し、回答できなかったものは改めて御質問をいただいた委員に個別で回答させるものとします。

それでは、みどり自然課から順によろしくお願いいたします。

○高橋みどり自然課長 みどり自然課です。幾つか御意見をいただいております。

まず、「生物多様性も重要だが、住民の安心安全も重要。特に最近はクマの出没件数が多い。しかるべき対策をお願いする」との意見がございました。これに対しましては、クマによる人的被害防止のために、県では市町村から報告していただいたクマの出没情報や被害情報を取りまとめて周辺市町村に提供し、情報の共有を図っているほか、必要に応じて県獣友会や認定鳥獣捕獲従事者に紹介することとしております。また、県としても、クマによる人的被害が生じないよう県ホームページでクマとの遭遇防止や、遭遇した場合の対応等について注意喚起とともに、安全登山のPRの一環として注意喚起のチラシを配布したり、クマ鈴やクマスプレーの携帯を促すなど普及啓発に取り組んでいるところです。本県では、県レッドデータブックでツキノワグマが準絶滅危惧種に分類されていることや、環境省で定めるガイドラインで現状の個体数の水準を維持することが目標とされていることを踏まえ、クマの狩猟を自粛するよう狩猟者に要請し、保護を図っているところです。

一方、クマ類は集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとし、本年4月16日に指定管理鳥獣に国により指定されたところでございます。本県は北海道や秋田県などと比べ出没件数はそれほど多くありませんが、クマの生息数等の適切な維持管理のため、今後クマの個体数及び生息状況調査の実施を検討するとともに、引き続き市町村と連携してクマによる被害防止に努めてまいります。

続いて、2つ目、「計画について全国統一のフォーマットでまとめようしているような印象を受けるが、埼玉県独自のまとめ方をお願いしたい」というような御意見がございました。本戦略につきましては、全国統一のフォーマットではなく、県オリジナルの構成で県戦略を策定しております。県内の各地域は、都市化しているところとそうでないところ、様々な違いがあります。そのため、県全域で取り組む横断的、基盤的戦略のほか、生態系エリア別戦略として、先ほど御説明した森林、里地里

山、河川や湿地などの水域、都市の4つのエリアに分けて個別の地域に応じた取組をまとめております。県ではこのような形で取組を提示しつつ、加えて各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じた生物多様性保全戦略を策定いただくことで県・市町村が連携、協働し、地域特性に応じたネイチャーポジティブの実現に向けて取組を進めているところでございます。

続いて、3つ目の質問でございます。「目指している生物多様性のイメージは、どのようなものか」というような御質問がございました。県戦略においては、施策ごとに目指す将来像を掲げております。例えば横断的・基盤的戦略①生態系の健全性の回復では、「希少野生動植物の保全、外来生物対策、鳥獣保護管理等の取組により、生態系の健全性の観点から、人と野生生物の適切な関係が構築されている」を将来像の一つに掲げております。また、生態系エリア別戦略の①森林では「適切な間伐や針広混交林化等の取組を通じ、森林が擁する多面的な機能を発揮させる森林の整備・保全に向けた施策が総合的に展開されている」状態ということを一つの将来像として掲げております。過去のある時点の自然に戻すということよりも、これまでの人間活動を踏まえて、これからあるべき姿を目指すべき将来像として設定しているところでございます。

続いての御質問です。「今まで見られなかった場所でセキレイが見られるようになるようなことは喜ばしいことなのか、それは本来いるべき場所で生息できなくなったためなのかどうなのか」というような御質問がございました。この質問はちょっと難しいところはございますが、本来いるべきところで生息できなくなったのか、それとも環境がよくなり個体数が増えたのかは分かりかねますが、自然の営みの中で新たな在来種が見つかる、見られるようになったことは、どちらかといえば喜ばしいことなのかなと考えております。

一方で、本来の生息地以外に人為的に動植物が持ち込まれる、いわゆる国内外来種といった問題がございます。人の手によって生態系へ悪影響を及ぼすようなことがないよう、県民の皆様に対しては、生物多様性を守る行動は一体どういうことなのかということについて周知啓発を続けてまいりたいと考えております。

最後になります。参考資料4の54ページに書いてある事柄ですけれども、「指標の『環境保全型農業直接支払制度の実施面積』について、目標値が県の農地全体に占める割合、交付金交付額、制度の普及方法はどうか」といった御質問がございました。当該制度における実施面積の目標値は、戦略にも書いてございますとおり322ヘクタールでございます。これに対しまして県の耕地面積は、令和5年度7万3,000ヘクタールでございまして、県の耕地面積に対する割合は0.4%でございます。また、直近の令和5年度の交付金は2,399万円でございました。本制度の普及に当たっては、国や市町村と連携し、説明会などで制度の特徴を周知するとともに、農業者に対する手引やリーフレットなどを配布し、取組を推進してまいります。

みどり自然課に関するものは以上でございます。

○三浦会長 続きまして、環境科学国際センター研究企画室長です。

○八戸環境科学国際センター研究企画室長 まず、「これまで生物多様性に関する状況に変化は、1990年からの成果と課題は」との質問がございました。1990年からの成果ですが、国際的には2010年に名古屋目標が採択されたこと、さらには2022年に昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されたことは大きな成果と言えると思います。埼玉県での成果としましては、2008年に国内で

もいち早く生物多様性保全活動のガイドラインとして生物多様性保全県戦略を策定し、2018年に本格的な生物多様性地域戦略として埼玉県生物多様性保全戦略を策定しました。今回お示ししている埼玉県生物多様性保全戦略は、その改定版となります。また、埼玉県では2022年にこの戦略を推進するため、環境科学国際センター内に埼玉県生物多様性センターを設置しましたが、これも成果の一つと考えています。

一方、課題としましては、まだまだ生物多様性の認知度が低いこと、基本情報の収集・整理に多大な時間とコストがかかること、経済の停滞や自然災害の多発、地域環境の担い手不足などの問題などと生物多様性の保全をどのように両立させていくかなどが課題として挙げられます。

続いて、「参考資料4、15ページの3つの多様性のレベル、生態系、種類、遺伝子の関係性は、危機を認識する予兆には何があるか」と質問がございました。生物多様性には遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性という3つのレベルの多様性があります。3つのレベルの多様性は、リスクという観点において関連してつながっています。つまり、遺伝子の多様性が失われるとその生き物は環境の変化に対応しにくくなり、絶滅の可能性が高まります。結果として種の多様性も失われることになります。したがって、種の多様性を維持するためには遺伝子の多様性が重要だということになります。また、種の多様性が失われると生物間のバランスが崩れ、生態系が崩壊してしまう可能性が高まります。森林や河川など異なる生態系は様々な生物種が共存し、相互に影響を与えていため、生態系の多様性を維持するためには種の多様性が重要だということになります。生物多様性の危機を認識する予兆としては、例えばある種の個体数が急激に減少したり、また逆に増加したりという現象が生じた場合、生態系のバランスが崩れている可能性があり、生態系の多様性の危機を認識する予兆となり得ると考えられます。

続いて、「生物多様性に関するデータはいつ頃からあるのか。整備状況は公開されているのか」という御質問がございました。国の生物多様性の情報は、1970年代から始まった自然環境保全基礎調査、いわゆる緑の国勢調査です。また、2003年から始まったモニタリングサイト1000などに収集されており、結果は報告書として公表されています。県の生物多様性に関する情報は、希少種や特定外来生物を中心に収集されています。希少種に関する情報は、埼玉県レッドデータブックとして動物編が1996年に、植物編が1998年にそれぞれ初版が刊行されました。それ以降、動物編は4回、植物編は3回改訂されており、植物編については現在4回目の改訂を進めているところです。また、特定外来生物に関する情報は、特に県内で問題となっているアライグマの捕獲情報やクビアカツヤカミキリの被害情報などについて県ホームページにて公表しています。

環境科学国際センターに関するものは以上です。

○鈴木環境政策課長 続きまして、環境政策課からお答え申し上げます。

「参考資料4、63ページの環境アドバイザーの指標を専門的に捉える必要があるのではないか」という御意見をいただきました。委員御指摘のとおり、環境アドバイザーには生物分野に限らず、気候変動や資源循環など様々な専門分野を持つ方がいらっしゃいます。今回策定いたしました生物多様性保全戦略におきましては、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーの3つの課題の同時解決により持続可能な新たな成長につなげていくという観点を踏まえ、各施策を展開することとしております。こちらは、参考資料4の生物多様性保全戦略の42ページに記載が

ございます。これらの観点から、環境アドバイザー制度につきましても、生物分野以外の分野も含めた様々な分野について、引き続き県民の環境学習の機会の拡大を図っていくことが大切と考えております、そういう意味で各分野を包括した形での指標設定となっております。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。事前質問に対する回答は以上です。

ほかに御意見、御質問があれば挙手をいただければと思います。

袖野委員、よろしくお願ひいたします。

○袖野委員 御説明どうもありがとうございました。お話を伺っていて2点ほど質問させていただければと思うのですが、1つ目は市町村の戦略策定のところで、2026年度に22%という指標を出されているのですけれども、22%は多いのか少ないのか。ちょっと少なくも感じるのですが、この県の戦略と市町村策定の戦略というのは当然連携、調和されているべきだと思うのですが、どのような体制で策定していくのか、運用していくのかという点をお伺いしたいと思います。

2点目は、先ほどもカーボンニュートラル、それからサーキュラーエコノミーと同時解決という方向性を御説明いただきまして、そのとおりだと思うのですけれども、施策レベルでは具体的にどのような点が同時解決なのかなというところが、お話を伺っていてちょっと見えてきません。例えばということで施策例がありましたら御説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○三浦会長 2点御質問いただきました。みどり自然課長からお願ひします。

○高橋みどり自然課長 みどり自然課でございます。

まず、市町村の戦略の策定数が少し少ないよう思うけれどもというところでございます。市町村の策定数につきましては、この計画期間の4年間、令和5年度から令和8年度までに22%にするということにしております。この22%ということにつきましては、国の目標が8年間に全国で30%にするという目標を立てております。これに基づき、まず県では4年間で22%、8年間で国の目標に向かっていかることで設定をしております。基本的には国の目標数に準じたような形、それを上回るような形で設定しているという考え方でございます。

また、市町村との戦略の関係での連携という御質問もございました。市町村との連携は、当然極めて重要なところでございます。県戦略については、県全体についての戦略、各地域、市町村レベルにおいては、それぞれの地域に応じた実情、あるいは特性がございます。県としましては、先月各首長向けに市町村戦略の策定に向けたお願いをさせていただきました。また、今月は、担当者向けの説明会を行って市町村においての戦略策定についてお願いをさせていただきました。その中で、当然県としては技術的な支援をさせていただくなどの説明もさせていただいております。今のところ前向きに取り組んでいこうという市町村もございますので、目標を上回れるように進めていきたいと考えております。

みどり自然課は以上でございます。

○三浦会長 温暖化計画課長、お願ひします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課でございます。

2つの質問、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーの同時達成に向けた、施策レベルではどんなものがという御質問がございました。戦略では明確にカーボンニ

ユートラルに関する施策というものが、こういうものをやりますよというところを位置付けているわけではないのですけれども、計画の中では温暖化については既に温暖化対策の実行計画というのを策定済みでございまして、その中で取り組んでいく施策というのが、こちらの戦略の中で位置付けられている気候変動のリスクを下げるであるとか、あとは気候変動に適応していくというレベルで、地球温暖化対策の一環として進めることがこちらのネイチャーポジティブ、生物多様性保全戦略の施策にも同時に関わっていくといった考え方の中で温暖化対策の計画をしっかりと進めていくことがこちらの戦略の中でも同時解決につながっていくものと考えているところでございます。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○袖野委員 ありがとうございました。具体的には記述がないということなのですけれども、その点、明確に施策の中でも意識づけを行って、実施していただければなと思います。

以上です。

○三浦会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

浅見委員、お願いいいたします。

○浅見委員 ありがとうございます。今、袖野先生からも御指摘いただきましたこのカーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーとネイチャーポジティブを同時解決するという箇所なのですけれども、実は環境省の研究戦略でも同様な表現を取りかけていたところ、完全に同時解決というのはなかなか難しい部分はあるのではないかという議論がありました。統合的に、お互い意識をしながら、どちらかを立てればどちらかが下がらないよう気をつけることは、研究開発や施策の推進の中でぜひ考えていただければと思います。実際上は、どういった究極の目標を達成するのかというと、ウェルビーイングや全体的に皆さんが満足できる質の高い生活を意識することが主な方向性となっています。一応目標としては同時解決という文章にされるのはやむを得ないと思うのですけれども、県としては、統合的に、全体的に質の高い生活をもたらすというところを意識していただければと思います。実際の施策に落とすときに結構難しい部分もあるのではないかと思いますが、よろしくお願いいいたします。

○三浦会長 ありがとうございます。

みどり自然課長、お願ひします。

○高橋みどり自然課長 先ほどの御質問のときに温暖化対策課長から答弁させていただきましたけれども、このカーボンニュートラルとサーキュラーエコノミー、これらの同時解決を目指すというところについて、この戦略の中でどういったことが書かれているのかということをもう一度御説明させていただければと思います。

今、同時解決というのがなかなか難しいのではないかというような御指摘はごもっともで、我々のこの戦略の中でもトレードオフの調整を図るというような表現もしております。具体的に幾つか申し上げますと、個別の施策として、森林、里地里山、都市、それぞれにおいて二酸化炭素の吸収源である樹木をはじめとした緑の保全創出に触れ、生物多様性とカーボンニュートラルの同時解決を目指すというところがございます。また、森林生態系の保護の推進の項目においては、生物多様性などが

損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置管理を促進するということを明記しております。つまり、ネイチャーポジティブとカーボンニュートラル、再生可能エネルギー、太陽光発電とかそうした施設の建設、管理がトレードオフにならないよう、調整を図っていくといったことにも触れております。また、サーキュラーエコノミーの関係においては、各主体に求められる役割の中で、県民に生物多様性に配慮した商品、サービスの選択や省エネ型ライフスタイルの実践など環境負荷の少ない行動を求めるということで、生物多様性に配慮したサービスとサーキュラーエコノミーを同時に目指していくというようなことも求めております。普及啓発の面においても、食品ロスの削減、サステナブルラベル商品の購入など生物多様性に配慮した消費者の行動を促すというようなことも明記させていただいております。できるだけ、この3つの課題の同時解決によるシナジー、相乗効果を最大限發揮できるように部局横断的にこれらの取組について取り組んでまいりたいということで戦略を整理させていただいております。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。文言で統合的に、その下にございます、県戦略の統合的に推進するというふうな文言、先ほどの同時解決というふうな言葉は、そのまま残してもよろしいということでおよろしいでしょうか、浅見委員。

○浅見委員 今のところの説明でいろいろ工夫をお伺いさせていただきました。1つのことを行って3つを同時に解決するというよりは、それぞれ施策で3つの課題が解決していくようにと承りました。将来にわたって質の高い生活をもたらせるように、それぞれの部分もうまく融合させながら進めることは、少し高い目標かもしれないのですけれども、何か1つで全部3つ解決するとは限らず、それぞれを考えながら、トレードオフにならないようにと思います。

○三浦会長 いかがでしょうか。特に変更するということはございませんか。では、文言はそのまま残すということで、実際に施策等は統合的に推進するということで、よろしくお願ひいたします。

では、ほかにございませんでしょうか。

浅井委員、よろしくお願ひいたします。

○浅井委員 文言はそのまま残すことでのいいのですが、温暖化対策課長の説明を聞いている中で、同時解決になるのかなという点が1点ありますので、ちょっと確認ということで聞かせてもらいます。先ほど森林のCO<sub>2</sub>というような話、実は木材、森林、ウッドのCO<sub>2</sub>は、あの中に含まれていますよね。それをしっかり吸収したものを伐採して、今、太陽光発電というのが出ましたけれども、再生可能エネルギーとして、すばらしいものと思っている方がかなり多いのですが、森林を壊して太陽光発電、こういうことの見直しをそろそろ考える時期に入ったと思います。なぜならば、太陽光、メガソーラーパネルに使われている物質の中には、どうも有害な物質というものが含まれている。その処分の仕方がやっと何日か前、国のはうでその指針みたいのをつくり始めた、という発表がありますので、太陽光発電は再生エネルギーとしての課題、問題もあるというふうに思ってます。これは前に質問したことあるので、本会議場で。それに批判だけだと思われるのも何ですので、日本が独自に開発したペロブスカイトというすばらしい太陽発電、フィルム型のというのがありますので、それは知っている方は知っていると思うのですが、すばらしいですよね。ビルの電気の大量消費をするところの

都市部、ビルの壁、窓ガラス、室内、そういうところにフィルム型の太陽電池を貼り付けることによってかなりの電気が作れる。最近は蓄電池が大事で、そういったものをちゃんと蓄電するという、この両方両立します。大事な大事な自然を壊さなくて、もうメガソーラーの時代は終わらせないといけないと思いますので、そういうことをぜひ取り組んでいただきたい。これは質問ではなくていいです。この今日のテーマのとても重要なところなので、ちょっと述べさせていただきました。

以上、ぜひ取り入れてもらいたいと思います。要望でございます。

○三浦会長 貴重な御意見をどうもありがとうございました。

ほかに、この報告1について御質問、御意見等ございませんでしょうか。ございませんね。

(発言の声なし)

○三浦会長 そうしましたら、そろそろ質問出尽くしましたようですので、報告事項1、埼玉県生物多様性保全戦略の策定についての審議については、これで終わりにしたいと思います。

続いて、報告事項2、埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の変更について御説明をお願いいたします。

○小ノ澤大気環境課長 大気環境課です。私から説明させていただきます。

資料2、埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画の変更について御報告します。資料2の左側、計画変更の理由を御覧ください。当県では自動車に起因する県内の大気環境改善を図るため、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、通称自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づき総量削減計画を策定し、自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質の削減を推進してきました。この計画は、国が定める基本方針に基づき策定することとされています。令和4年度の国の中央環境審議会で「環境基準を確保するという目標はほぼ達成されたと評価する。自動車から排出されるNO<sub>x</sub>及びPMの排出量削減に向けた各種施策は適切に機能しており、新たな追加的対策を講じる必要はなく、現状の目標を維持・継続することが適当である。引き続き現行の各種施策を継続する必要がある」という答申が出され、国の総量削減基本方針の環境基準確保の目標年度は、令和2年度から令和8年度に延長されました。そのため、基本方針に合わせ県の計画も目標年度を変更するとともに、一部情報の時点更新を行ったものです。

なお、この計画の変更に当たり、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づき設置した知事、埼玉県公安委員会委員長、関係市町村長、関係地方行政機関の長、関係道路管理者、計54名のメンバーとする埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の全委員の御承認をいただき、今年3月に変更いたしました。

次に、計画の概要を御覧ください。1、目標は従前のとおり、対策地域において二酸化炭素(NO<sub>2</sub>)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を確保する。このことで変更はございません。

なお、当県の対策地域では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とともに全ての常時監視測定局において継続的に環境基準を達成しています。

2、計画の目標年度は、令和2年度から令和8年度に変更しています。

3、目標達成のためのNO<sub>x</sub>・PMの排出量は、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)及び粒子状物質(PM)ともに前計画の目標排出量を継続します。既に目標排出量を達成していますが、さらに厳しい排出量を設定し、関係機関や県民に追加的な対策を強いる必要はないとし、前計画時の目標排出量を継続しま

す。

4、計画達成の方途についても変更はございません。これまで実施してきた対策を継続していくことで引き続き目標である大気環境基準の安定した達成を目指していきます。なお、内容等については、最新情報に時点修正を行っています。

続きまして、資料右側の対策内容を御覧ください。対策は国や県、市町村、関係道路団体、民間事業者などの関係機関と連携しながら進めています。大きく3つの対策、自動車対策、交通対策、普及啓発で総量削減を進めることとしています。そのうち、県で進めている主な対策ですが、自動車対策では、3、条例に基づく施策の推進等としてディーゼル車の運行規制を行っています。トラックやバスなどのディーゼル車のうち、粒子状物質に係る県の排出基準を満たさない車両は県内での運行が条例で禁止されており、県で所有者に対し警告などの指導を実施しております。

また、4、低公害車の普及促進では、電動車の普及支援として、県では電気自動車などの導入に補助を行っています。また、県として率先して低公害車を導入しています。

そのほか、5、エコドライブの促進としてエコドライブ講習会などを実施しております。

次に、交通対策ですが、2、交通流対策の推進として、県では幹線道路のバイパス建設や道路の拡幅、交差点の立体交差化などにより交通の分散や流れの円滑化を進めています。

最後に、普及啓発です。1、普及啓発活動の推進として、大気汚染防止推進月間の催しなどがあります。県ではホームページや「彩の国だより」、ラジオなどによりエコドライブに心がけるよう県民に周知を図るなど普及啓発活動を実践しております。

なお、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の概要や国が定める基本方針が変更された経緯につきましては、次ページの参考資料を御覧ください。

以上で御報告を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○三浦会長 ただいまの説明について各委員から御意見あるいは御質問がございましたら受け付けますけれども、先ほどと同様、事前にいただいた御質問について県から順次説明をお願いいたします。

○小ノ澤大気環境課長 大気環境課です。事前にいただいた質問についてお答えいたします。

まず、「全国統一のフォーマットでまとめようとしている印象を受けるが、埼玉県独自のまとめ方を」との御意見がございました。こちらにつきましては、本計画につきましては、自動車交通が集中している地域で従来の大気汚染防止法の既存の工場、事業場に対する規制などだけでは二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準の確保が困難である地域を対象としています。当県の対策地域は政令で定められており、資料2枚目、参考のほうになるのですけれども、左側の地図の黄色部分が対象となっています。県全体面積の約半分である46の市町が対象地域に指定されています。秩父地域など県内的一部が対象外となっております。計画の変更に当たりましては、本計画と対策地域の開発に係る諸計画との整合が図られるよう配慮し、全体として調和の取れたものとするため、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づき設置した関係市町もメンバーとする埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会において調査、審議いただいて策定しました。

また、自動車の排気ガスによる大気汚染は、自動車が県境をまたいで移動することなど近隣都県からの影響を受けやすいため、本県ではこれまで近隣都県と連携して車種規制や運行規制などの対策を行ってきました。県内市町村のみならず、近隣都県との連携が重要となります。引き続き近隣都県と

大気汚染状況や対策の推進状況などについて情報交換を進めてまいりたいと思います。

続きまして、「粒子状物質は排ガス中の成分を対象としているのか。また、電気自動車の普及によりタイヤの摩耗などによる粒子が多く発生していると聞くが、これらの対策はこの計画の対象となるか、対応する法令は何か」との御意見がございました。こちらにつきましては、自動車から排出される粒子状物質について、車の排気管から排出されるものではなく、ブレーキやタイヤの摩耗に伴い発生する粉じんなどもあります。これらの粉じんも含めて、この計画においては粒子状物質の排出量を算定しています。現在、これら粉じんに関しては法的な規制がなく、国において実態把握のための試験方法について検討が開始されたところです。そのため、今年5月に埼玉県もメンバーである9都県市首脳会議で国に対して測定方法を確立するとともに、自動車メーカー、タイヤメーカーに対して粉じんの発生低減のため、技術開発の推進に働きかけることと要望をいたしました。

以上が事前にいただいた質問への回答になります。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

今日御出席の皆様から、ほかに御意見、御質問があれば挙手いただければと思います。ございませんでしょうか。

(発言の声なし)

○三浦会長 事前質問をしていただいた先生方で、ただいまの回答に対して御意見とかございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

○三浦会長 今回の粒子状物質総量というのはSPMということですけれども、粉じんのほうはまだ法的規制はないと。含んでいるということですが、排ガスからの粒子状物質ということですと、PM2.5のその小さいほうの粒子が重要になってくると思うのですけれども、こちらもまだ国というか県というか、そちらを対象とした対策というのはどの程度進んでいるのでしょうか。県として独自にございますでしょうか。お願いします。

○小ノ澤大気環境課長 この法律の枠の中ではPM2.5をターゲットにしているものではないので、この計画の中には組み込まれてはいません。ただ、PM2.5は小さい粒子ですので、大きい粒子の中に入るという意味では該当するかもしれません、PM2.5だけにフォーカスしたものを実施しているというものではありません。

○三浦会長 分かりました。

よろしいですか。

根村委員、どうぞ。

○根村委員 今回の自動車排出窒素酸化物とか粒子状物質の対策においては、対策地域において評価されていると思うのですが、車種規制などは対策地域における適合車両登録不可能などと書かれています。ちょっと見方があまりよろしくないかもしれません、法の抜け道として対策地域でないところで車種登録をするなどとして、実際にはこの対策地域を走行するなどという可能性が考えられてしまうのではないかというような読み取り方もできたのですが、そういう意味においては、対策地域を県全域に含めていくほうが、実質上の窒素酸化物や粒子状物質というのは減ってきてるという報告はありますが、今後のところを見据えていくと、こここの読み取り方、解釈の仕方については、県と

してどうお考えか教えていただけますでしょうか。

○三浦会長 大気環境課長、お願いします。

○小ノ澤大気環境課長 大気環境課です。

おっしゃるとおり対策地域の中では登録できないというのが法律のつくりになっております。ただ、法律のつくりの中でも今販売している車が、かなり性能がいいものが増えてきているものもありますので、そういう意味でも窒素酸化物や粒子状物質も減ってきてはおります。ただ、埼玉県につきましては、全県をエリアとして条例で運行規制というのをやっています。対策が取れていない車は県内を走ることが基本的にできないということになっておりまして、例えばビデオ調査などをして、それは県として監視をしている部分があります。ですので、対策地域では所有もできないのですが、対策地域外であれば所有ができるのですが、県内で走らせるることはできないということになりますので、そこは漏れないように今現状では規制ができていると考えております。

○根村委員 分かりました、どうもありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。計画の変更というのは令和2年までのものを8年に変更というのが主なことということで、特に御意見等もないようです。

それでは、その報告事項2、埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の変更についての審議についてはこれで終わりにしたいと思います。

続いて、報告事項3、第5次埼玉県環境基本計画の令和4年度進捗状況のうち、前年度未確定値の報告について御説明をお願いします。

環境政策課長、お願いします。

○鈴木環境政策課長 それでは、報告事項、第5次埼玉県環境基本計画の令和4年度進捗状況のうち、前年度未確定値の報告について御説明いたします。

初めに、今年度から委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて県の環境基本計画の概要について説明させていただきます。参考資料6を御覧ください。埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的、計画的に推進するために策定しているものでございます。本県の最上位計画である埼玉県5か年計画と整合を図るとともに、地球温暖化対策実行計画や廃棄物処理基本計画などの環境部門の個別計画の上位計画として位置づけられているものでございます。第5次環境基本計画は、令和3年度に本審議会からの答申をいただき令和4年3月に策定したもので、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間しております。

本計画の策定に当たっては、カーボンニュートラル、プラスチックごみ問題、環境、経済、社会の統合的向上を目指すSDGs等、昨今の環境や社会経済情勢等の変化を踏まえているところでございます。本計画では3つの長期的な目標を掲げており、この長期的な目標を実現するため6つの施策展開の基本的な考え方を基に8つの施策の方向に整理しております。

まず、長期的な目標についてですが、21世紀半ばを展望した長期的な目標として、気候変動を巡る動きなどを踏まえた温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり、人間にも生物にもよりよい環境となることを目指した安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり、各主体が脱炭素、循環型、自然共生社会の実現に向けて一体となって取り組む、あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づ

くりの3つの目標を掲げています。

そして、施策の方向として、1、気候変動対策の推進から、8、地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくりまで8つの施策の方向を定め、それぞれの方向ごとに取組を進めてまいります。各施策の進捗状況につきましては、29の施策指標により管理し、毎年環境審議会で御報告することとしております。

本日は、昨年度の環境審議会にて御報告いたしました令和4年度における第5次環境基本計画の進捗状況のうち、未確定としていた6つの指標について御報告いたします。

それでは、資料3を御覧ください。初めに、令和4年度の全体の進捗状況について御説明いたします。昨年度未確定と報告した6つの指標のうち、4指標について令和4年度の値が確定しましたので、この表の評価に反映しております。残り2つの指標については、令和3年度の実績が新たに確定し、今回御報告いたしますが、令和4年度の実績はまだ確定しておらず、この表では引き続き未確定と整理しております。最終目標、年度目標を合わせて19指標、全体の65%の指標が令和4年度の目標を達成している状況でございます。

それでは、新たに御報告する各指標について御説明いたします。次のページ、右下のページ番号2と書いてあるページを御覧ください。まず、前回の環境審議会におきましていただいた委員の皆様の御意見を基に各指標の報告様式を変更いたしました。具体的には、指標の算出方法や設定を「指標の説明」として記載するとともに、目標までの進捗状況をグラフ化し、その分析や今後の取組予定をそれぞれ記載しています。29全ての指標の様式を改めましたが、今回御報告します6つの指標以外は数値等の変更はございません。また、進捗状況の評価につきましては、最終目標達成、年度目標達成、年度目標未達成、策定時より後退の4つとし、これまでの評価方法から変更はございません。

それでは、今年度報告します6つの指標につきまして順次御説明いたします。恐れ入りますが、右下のページの3ページ、次のページを御覧ください。施策の方向1、気候変動対策の推進に係る指標のうち、温室効果ガスの排出量削減率の指標でございます。県全体の温室効果ガス排出量の平成25年度を基準にした場合の削減割合になります。今回新たに報告する最新値は令和3年度実績でございます。令和3年度実績は、削減率が17.2%となりまして、令和2年度までは削減傾向で推移してきたところ、令和3年度はコロナ禍からの経済回復によりエネルギー消費量が増加したこと等が影響し、削減率が低下いたしました。今後は2050年カーボンニュートラル実現に向けて、令和4年度末に改定した地球温暖化対策実行計画に基づき、さらなる省エネ対策の推進や再生可能エネルギーの活用拡大、脱炭素社会への変革等、温暖化対策を強化していくことで目標達成に向けて取り組んでまいります。

続きまして、5ページを御覧ください。施策の報告2、資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進についてでございます。こちらは5つの指標から成っておりますが、5つの指標全てについて御報告いたします。

まず、一般廃棄物の再生利用率でございますが、これは一般廃棄物の排出量のうち再生利用した量の割合でございます。令和4年度の目標値が29.4%であるのに対し、実績値は24.4%となり、計画策定時よりは向上しているものの、資源ごみの回収量が横ばい傾向にあること等により年度目標を下回る結果となりました。今後は、資源ごみの回収方法について市町村の好事例をほかの市町村へ紹介

するなどにより支援していくほか、今年度から廃棄物処理業者に対する再資源化技術の高度化のための補助制度を実施することにより再生利用の促進を進めてまいります。

次のページを御覧ください。家庭系ごみの1日1人当たりの排出量は、家庭から排出される一般廃棄物のうち、集団回収及び資源ごみを除いた量で、令和4年度目標値が1人1人当たり476グラムであるのに対し、実績値は513グラムとなり、減少傾向はあるものの、年度目標未達成となりました。今後も市町村と連携した3R講座の開催や商業施設での店頭回収及びイベントへの出店等により県民や事業者への啓発、情報発信を継続するとともに、令和5年度からは浦和レッズと連携し、サーキュラーエコノミーに関する県民の理解促進を図る事業を展開するなど、廃棄物の排出抑制を進めてまいります。

次のページを御覧ください。食品ロス量でございます。食品ロス量については、こちらも令和4年度実績は未確定ですが、最新値として確定しました令和3年度実績を御報告いたします。令和3年度実績は20.1万トンとなり、社会的な認知度の向上と食品ロス削減の取組の広がりによって計画策定時より順調に推移しております。引き続き県民、事業者への普及啓発を行っていくとともに、フードドライブや災害用備蓄食料の有効活用など、消費者、事業者、関係団体、行政などが連携して取組を進めてまいります。

次のページを御覧ください。一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量でございます。こちらにつきましては、令和4年度目標値が1人1日当たり31グラムであるのに対し、実績値も31グラムとなりました。再生紙や金属原料及びセメント原料などへの再生利用が進んでいることにより順調に減少し、年度目標を達成いたしました。今後も企業や市町村、消費者団体等と連携し、ごみの排出抑制と資源の循環利用を進めるとともに、市町村等が設置する一般廃棄物処理施設から発生する焼却灰やばいじんなどについても、セメント原料等に再生利用することで最終処分量の削減を促進してまいります。

次のページを御覧ください。産業廃棄物の最終処分量でございます。こちらの指標につきましては、令和4年度目標値が15.4万トンであるのに対し、実績値は15.0万トンとなりました。中間処理による減量化や再資源化の促進により最終処分量が減少し、年度目標を達成いたしました。引き続き建設リサイクル法等の各種リサイクル法が適正に運用されるよう事業者への指導を行っていくとともに、今年度から実施している廃棄物処理業者に対する再資源化技術の高度化のための補助制度により最終処分量の削減を促進してまいります。

今回御報告する6つの指標の説明は以上になります。

なお、令和5年度における環境基本計画の進捗状況につきましては、次回の環境審議会にて御報告予定しております。

以上で私からの説明は終わります。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明について、また委員から御意見、御質問を受け付けますが、その前に事前にいたいた御質問について県から順次説明をお願いします。

報告事項1と同様に、回答は主要な質問について行っていただきます。

まず環境政策課長からお願いします。

○鈴木環境政策課長 環境政策課でございます。

まず、「埼玉県は早い時期から環境基本計画を策定してきたが、これまでの成果や課題について、特に解決が難しい課題は何か」という御質問をいただきました。本県では、平成8年から環境基本計画を定めております。焼却炉や自動車の排ガス等による大気汚染や河川の水質汚濁といったローカルな課題の解決については、企業や県民の皆様の協力もあり、着実に改善してきているものと捉えております。一方で、近年は気候変動に代表されるような特定の地域や要因にとどまらない地球規模の環境問題が深刻化しております。これらの課題の解決にはこれまでの経済社会システムを大きく変革させる必要があり、容易には解決が難しいものとなっていますが、経済や社会課題と統合的に解決していくことを目指し、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、次に「環境問題でありながら環境基本計画で取り上げられていない事項があるか」という御質問をいただきました。環境課題ということが指し示す範囲はなかなか難しいものがございますが、今や環境、社会、経済の全体に関連するものに拡大しているところでございます。環境基本計画につきましては、改定の都度、これらそのときの社会情勢の変化を踏まえて改定を行っているところでございます。取り上げるべき基本的事項、主要事項につきましては、その時点時点でいずれも計画には取り込んでいるものと認識しているものでございます。

環境政策課に関するものは以上でございます。

○三浦会長 続いて温暖化対策課長、お願いします。

○山井温暖化対策課長 温暖化対策課から、事前にいただいている御質問につきまして御回答をいたします。

御質問といたしましては、先ほど環境政策課長から御説明がありました「温室効果ガスの排出削減につきまして、現在の状況を踏まえ令和8年度の目標値の達成が困難ではないかと危惧するけれども、期待どおりに本計画が進まなかった場合、考えている対応策はあるか」といった御質問でございます。県の温暖化対策につきましては非常に重要であると考えております。昨年5月にこの環境審議会にも諮問させていただきましたけれども、県の実行計画の改正というのを行いまして、2030年度までに46%という高い目標を設定するとともに、2050年カーボンニュートラル宣言というのを昨年行ったところでございます。この計画に基づきまして対策は順次強化しているところでございまして、これまで取り組んできた排出量取引制度であるとか各種支援制度、それからCO<sub>2</sub>吸収源対策等の取組に加えまして、昨年度、一昨年度からですか、国の交付金を活用しまして中小企業に対する補助の強化であるとかに加えまして、昨年からは市町村の支援といったようなところにも取り組んでいるところでございます。特に市町村への支援につきましては、地域の脱炭素の促進という意味で、県だけが取り組んでいてもなかなか進まない部分を市町村にも取り組んでいただきたいという趣旨で開始しているものでございます。引き続き、毎年削減状況については把握分析した上で、必要な対策を追加するなど目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○三浦会長 続きまして、資源循環推進課長、お願いします。

○尾崎資源循環推進課長 続きまして、資源循環推進課から御質問にお答えをさせていただきます。

まず、御質問といたしまして、「資料3、5ページの今後の取組予定に記載をさせていただきまし

た資源ごみの回収方法につきまして、県内市町村の先進的な取組の内容とは何か。また、この取組が今後広く普及したときに予想される指標実績の見込みはどうか」といった御質問を頂戴いたしました。まず、県内市町村の先進的な取組の内容とは何かの御質問についてお答えをさせていただきます。例えば入間市におきましては、民間企業との連携によりまして、家庭から出る使用済みの食用油を回収する取組を行っていらっしゃいます。具体的には、市内のスーパーに廃食用油を回収するボックスを設置いたしまして、市民の皆様に身近なところで回収する仕組みをつくっていらっしゃいます。回収した廃食用油でございますが、バイオディーゼル燃料などにリサイクルをされます。民間企業などと連携して取り組まれているという点も含めて先進的な取組と考えております。

次に、先進的な取組が広く普及したときに予想される指標、実績の見込みについてお答えを申し上げます。取組の成果を具体的に数値に落とし込むということはなかなか難しいところはございますけれども、このような取組で御協力いただきます市民の皆様、そして市町村の取組の一つ一つの積み重ねが数値にしっかりと影響していくことは間違いないと考えてございます。私どもいたしましては、市町村の職員の皆様を集めた会議などを通じまして、しっかりほかの市町村にも紹介をし、普及をしていくことで目標値の達成に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

事前質問への回答は以上です。

ほかに御意見、御質問があれば挙手をいただければと思います。

柳沼委員、お願いします。

○柳沼委員 ありがとうございます。まずは、今回この様式を非常に分かりやすく改定していただきまして本当にありがとうございました。私からは、生物多様性分野の進捗と今後の方向性についての意見を述べさせていただきたいと思っております。

先ほど最初に報告がありました埼玉県生物多様性保全戦略の改定に関しましては、県の事務局がこの上位計画に当たる環境基本計画や5か年計画の目標と整合を取る必要があるとして高い目標設定とか施策の位置づけができなかったというふうに聞いております。これは、せっかくできたばかりの県の戦略というのが、生物多様性に関する世界の共通の目標であるとか国家戦略のレベルが合っていないという状況を生み出していると思います。環境基本計画のこの現目標値の達成率という今回まとめていただいた資料だけ見ておりますと、第5次の環境基本計画を改定する2026年度には2030年目標というこの生物多様性のネイチャーポジティブというものを見据えていきますと、かなり劇的に目標値とか具体的な内容を高く設定していくという必要が迫られてくるということになります。

具体的に今回生物多様性保全戦略検討段階の議事録によりますと、やはり指標に関しての具体的な検討であるとか検証ということが議論されています。例えば今回の資料の中でいきますと、施策の方向の緑の創出に関して、身近な緑の創出面積であるとか、緑の保全面積というものについては目標が低いのではないか。これは今回の資料3の中では10ページであるとか11ページに今回まとめていただいているもので、この実際の現状の実績の部分と目標値の部分というのを見ていただくと分かりやすいのかと思いますが、この目標が低いのではないか。これだとネイチャーポジティブという損失

を止めて回復させていくという、そこにはなかなか至らないのではないかという意見が出ていたようですし、この資料でいくと、16ページにまとめていただいております希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数については、保護増殖という域外のところで守るというような、箇所数を増やすということではなくて、やはり実際に生息、生育している域内の保全について、啓発のレベルではなくて実地のレベルで取り組むべきという意見が出ていたようです。さらに、18ページにまとめていただいておりますS A I T A M A リバーサポーターズの個人サポーター数については、このサポーター数というのが川の生物多様性保全再生の成果にはなり得ないのではないかと。指標を見直すべきなのではないかというような意見が出ていたようです。したがって、今のうちからやっておくべきこととして、この高い目標とか内容、指標などを見据えて、今回の資料の中で右下に今後の取組予定というところでまとめていただいておりますけれども、この実際の書いていただいている取組というもののレベルをしっかりともっと上げていく必要があるのではないかと思っています。

また、その同時進行でこの次に、2026年の改定に向けての検討というものを進めていきますという、先ほど最初の報告のときにもみどり自然課長からもありましたし、今の環境政策課長からもありましたけれども、これを具体的に検討とか調整とか入っていく必要があると思いますが、実際にその後の予定などについてお聞かせいただければと思います。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

みどり自然課長、お願いします。

○高橋みどり自然課長 みどり自然課です。

今委員から御指摘のいただいた点、ごもっともだと思います。実際、策定の経緯などにおいても様々な意見があり、最終的に今の形にまとまったというふうに認識はしております。確かに身近な緑の創出面積ですか、あるいは緑の保全面積、こうした今回19の指標のうちの一つとして定めたものについては、基本的に現5か年計画等において設定されている目標を踏襲しております。当然県の計画行政の中で取り組む話ですので、これらと齟齬があつてはよろしくないという形で進めてきております。ただし、今委員御指摘のあったとおり、これで十分なのかどうなのかということについては、当然議論の余地があるというところでございますので、令和8年までの間にこれらの指標がそもそも妥当なのか目標値が適切なのか、生物多様性、ネイチャーポジティブの実現に向けて寄与するものなのか、そうしたものについては県庁内、また別途有識者等の方々に意見を伺うことも含めて検討してまいりたいと考えております。

また、希少種のお話についてもありました。希少種の指標の関係については、前目標において、希少種の保護増殖箇所の数を増やしていくことを目標に定めておりまして、これまで152か所の保護増殖箇所を実現できたということで、目標がある程度達成できたというところがございます。そうしたこともあるということと、あとはやはり既にこうした保護箇所の取組というのは、かなり一生懸命取り組まれているという実績がございましたので、こうした保護箇所をさらに県内の別のところにも広げて希少種の減少、絶滅を防ぐというような取組を推進するという観点から、今回の戦略においては、新たに希少野生動物種22種のうち飼育、栽培が可能な10種について、それぞれ新たに別の増殖箇所を1か所ずつ増やしていくというような目標を設定したところでございます。

からは以上でございます。

○三浦会長 いかがでしょうか、柳沼委員。

○柳沼委員 ありがとうございます。ちょっと今最後に触れていただいた点ですけれども、実際に動植物がいる場所で守るという取組自体がとても重要なことだと思うのです。ですので、別の場所で頑張って守るという活動は、もちろんおっしゃるように大事だと思うのですけれども、それだけだとやっぱり自然が例えれば壊されて、そもそもそこで生きている生き物が生きられないという、今そのネイチャーポジティブのそもそもその破壊するところを止めてという、最初のステップのところがまずなされていないということになってくると思います。ぜひともその部分につきましては、やっぱり保護増殖という別の場所ではなくて、本当にその場所でということを進めていくための取組をしっかりと行っていただきたいというのが、こちらの意見というか質問の趣旨となりますので、ぜひともよろしくお願ひします。

○三浦会長 はい。

○高橋みどり自然課長 みどり自然課です。

言葉足らずで申し訳ございませんでした。もちろん委員の御指摘の、今現段階で保護している、そういうところを守るということは当然のことという前提で、新たな場所をもという考え方でありますので、既存の保護地についてないがしろにするとか、そちらについて対策を怠るという考えはございませんので、もし誤解があるようでしたら、そういうことを考えているわけではないということを申し添えさせていただきます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。御検討いただきたいと思います。

それでは、磐田委員、お願ひします。

○磐田委員 御説明ありがとうございます。すごく分かりやすい資料になったことで、かえって何か目標の引上げとか今後改善すべき点も明らかになってきて、いい資料だなと思って拝見していました。

私は、一つはコメントで、先ほど御説明の中にもあったように、各市町村に対して支援をしていくということは、県として重要な姿勢だと私も思っています。先ほどは温暖化のお話での支援という話がありましたけれども、こちらでなかなか目標達成が難しくなっている、例えば一般廃棄物であったり、そういったところもほかの自治体、ほかの市町村と比べてあなたの市町村は今こういう状況で、ほかに先進的な事例でこういうものがありますよといった形で、どんどん支援をしていっていただければと思いました。

1点質問ですけれども、例えば一般廃棄物の今映していただいているこのスライドで、市町村単独の努力ではどうにも目標の達成が難しいような場合というものもあるのではないかと思っています。例えば製品プラのリサイクルなんかは、各市町村単位でというよりも、例えば広域で連携をしてやるといったほうが進みやすいといった事例もあるのではないかと思うのですが、そうした県として市町村横断型でやるべき取組だと思われていることがありますよといった形で、どんどん支援をしていっていただければと思いました。お願ひいたします。

○三浦会長 お願ひします。

○尾崎資源循環推進課長 資源循環推進課でございます。御質問ありがとうございます。

一般廃棄物の再生利用に関連いたしまして、市町村横断でというようなお話をいただきました。委

員御指摘のとおりであると我々のほうも思っております。これまで市町村がそれぞれたくさんの努力をしていただいて、再生利用率の向上に向けて本当に努力をしてきていただいたところですけれども、御指摘のとおり個別の取組では限界があるということも分かってきておりまして、先ほど御案内したような入間市の民間企業のお力も活用させていただいた事例など、そういったものも出てきていると思っております。

県としての取組でございますが、今年度から埼玉県官民連携プラットフォームにおきましてサーキュラーエコノミー推進分科会を立ち上げさせていただきました。こちらでは市町村、そして企業に御参画をいただきまして、企業、市町村の相互の交流をしていただくような機会の提供をさせていただきたいと思っております。その場で情報共有をしていただいたり、マッチングをお手伝いさせていただいたりということで、市町村と民間企業が結びつく場の活用としてぜひ御提供させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、袖野委員、お願ひいたします。

○袖野委員 ありがとうございます。先ほどの磐田委員からの御質問と重なりますので、コメントしたいと思いますけれども、今お示しいただいている一般廃棄物の再生利用率の進捗が目標に残念ながら達していないというところで、特に目標値が一廃リサイクル率35%と、なかなか高い目標を掲げていて、このままの政策を続けているだけではちょっと達成が難しいのかなと。もう一段階そのギアを上げる必要があるとお見受けいたしました。特に一廃ですから、有機系の廃棄物ですとか、プラス、食ロスについては進捗がかなりいい状況ということでしたので、その辺り、特にプラスとか小型家電などもあるかもしれませんけれども、やはり先ほど磐田委員からもありましたように、市町村の域内で解決するというよりも、より広域な対策が必要というところで、県の役割は大きいのかなと思います。グッドプラクティスを広めるというのももちろん大事なのですけれども、サーキュラーエコノミーの観点では、やはり上流側との連携が重要ですので、今御説明いただきましたように官民のマッチングというところでコーディネート的な役割を県が果たすというのは重要だと思いました。今後の取組に期待したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

そのほか御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

○三浦会長 それでは、報告事項3、第5次埼玉県環境基本計画の令和4年度進捗状況のうち、前年度未確定値の報告についての審議についてはこれで終わりにしたいと思います。

以上で予定しておりました議題は終了いたしました。

最後に、委員の皆様から何か御発言がございましたらお願ひいたします。

はい、どうぞ。浅井委員、お願いします。

○浅井委員 ありがとうございます。短く。

この審議会、初めて委員として出させてもらいました。実は、今日の取組もそうですけれども、地球環境に関しては、ある先生から習ってきたのは、これから環境課題、問題が大変ですねということ

になって、早い話が予算は無限でしょうねと、そういう話です。これから国境もなしの課題となってきていますので、そういう中で皆さん方の果たす役割、使命、こういったことはとても重要になるかと思います。その点、多分この埼玉もそうですけれども、早め早めに取り組んでいる、そんな感じがします。

それと、これは今後これを牽引して、どんどん埼玉が先行事例とか取り組む、そういうふうになつてもらいたいと思います。その結果、やはり次の時代、次の次の時代の子供さんとか赤ちゃんたちにいいものを残さなくてはいけないというのが、ここに本日出ている人たちの一つの共通の役割かなと思いましたので、引き続きよろしくお願ひすることを述べさせていただきました。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

○三浦会長 では、最後に私から意見というか感想を言わせていただきたいのですけれども、第15期の環境審議委員会、今日でおしまいということで、私も2期会長を務めさせていただきました。いろいろ委員の皆様、それから埼玉県の皆様にお世話になりました。どうもありがとうございます。

それで、今浅井委員からも御意見、お話があったのですけれども、埼玉県の環境審議会に参加してみて、埼玉県だけということではなくて関東一円、それから全国の問題を率先して取り上げているなど印象がありました。私は、今環境科学国際センターの総長の植松先生から御推薦いただいて後任をさせていただいているのですが、このセンターというのが関東一円の中では非常に、一番活発な地方の環境研究所です。私と同じ研究グループの方も何人かセンターにいらっしゃいますけれども、そういうふうな研究機関を持っている埼玉県ですので、そちらとぜひタイアップしていただいて、この環境問題を埼玉県だけではなくて日本、世界に発信できるような政策、対策を練っていただければと思います。本当に2年間どうもありがとうございました。

それでは、令和6年度第1回環境審議会を閉じたいと存じます。本日は御協力ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○司会（中山） ありがとうございました。

最後に、閉会に当たり環境部長の石井から挨拶申し上げます。

○石井環境部長 それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、三浦会長をはじめ各委員の皆様から大変貴重な御意見を伺えてありがとうございます。いただいた御意見については、今後の環境行政に十分に生かしてまいりたいと存じます。

また、三浦会長からお話がありましたように、今回をもちまして多くの委員が任期満了となります。委員の皆様、在任中には本審議会を通じまして本県の抱える環境問題の本当に難しい問題について、大変本当に参考になる御意見をいただき、多大に御協力をいただきました。重ねて御礼を申し上げます。三浦会長におかれましては2期4年、会長ということで、特に本審議会の円滑な運営に御尽力いただきまして、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

今期で御退任なされる委員の皆様の今後の御健勝とますますの御活躍を祈念するとともに、今後とも本県環境行政への御協力、御意見等を頂戴できますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせて

いただきます。本当にありがとうございました。

○司会（中山） 以上をもちまして、令和6年度第1回埼玉県環境審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

午後 3時52分閉会